

広報委員会細則

(構成)

第1条 医療情報標準化推進協議会（以下、HELICS協議会）会則第15条第4項の規定に基づき、HELICS協議会に広報委員会（以下本委員会）を置く。

- 2 会長は、本委員会委員長1名と副委員長若干名を推薦する。また、必要と認める場合は、オブザーバー若干名を推薦することができる。
- 3 委員会の委員は、委員長、副委員長、理事から選ばれた委員、オブザーバー、理事会が必要と認めた推薦者からなり、理事会で承認する。オブザーバー及び個人会員は、出席して意見を述べることができる。
- 4 本委員会の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(目的)

第2条 本委員会は、医療情報標準化推進協議会の活動が円滑に行われるように、以下の項目を行う。

- ・ホームページの更新
- ・会則第20条で定められている「医療情報標準化指針」の公表
- ・会則第21条で定められている「医療情報標準化レポート」の発行
- ・その他の出版・広報・啓蒙に関する活動

(開催)

第3条 委員長が必要に応じて本委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。オブザーバーおよび個人会員は定足数に含まない。

(議事録)

第4条 本委員会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 議事録は事務局が作成する。
- 3 事務局が出席しない場合は、委員長が議事録作成者を指名する。

(委員長・議長および議決)

第4条 委員長が議長を兼ねる。

- 2 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。オブザーバー

および個人会員は含まない。

(改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2017年10月13日より実施する。